

公益財団法人食品流通構造改善促進機構定款

平成25年4月1日施行

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人食品流通構造改善促進機構（以下「機構」という。）と称する。

(事務所)

第2条 機構は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 機構は、食品の流通部門の構造改善を促進するため、食品の流通に関する調査研究、情報又は資料の収集、提供等を推進するとともに、食品製造業者等の経営の近代化を推進し、もって、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図り、あわせて一般消費者の利益の増進と農林漁業の振興に資することを目的とする。

(事業)

第4条 機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食品の流通の近代化、合理化に関する調査研究及び情報又は資料の収集及び提供
- (2) 地域の特色ある食品等の流通及び消費の増進
- (3) 食品製造業者等（食品の製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。）又は卸売市場の業務を行う者に対する研修、指導及び相談
- (4) 認定構造改善事業（食品流通構造改善促進法第12条第1号に規定する認定計画に係る構造改善事業をいう。以下同じ。）その他法令の規定に基づく事業であって、機構がその実施に必要な資金の借入れに係る債務を保証することができることとされているものについて、債務を保証すること。
- (5) 認定構造改善事業その他法令の規定に基づく事業であって、機構がその実施に要する費用の一部を負担して当該事業に参加することができることとされているものについて、当該費用の一部を負担して参加すること。
- (6) 認定構造改善事業その他法令の規定に基づく事業であって、機構が当該事業を実施する者の委託を受けて施設の整備を行うことができることとされているものについて、当該委託を受けて施設を整備すること。
- (7) 認定構造改善事業の参加及び認定構造改善事業の委託を受けて行う施設の整備と一体的に行うことが適当と認められる施設であって、一般消費者の利益の増進又は農林漁業の振興に資するものを整備すること。
- (8) 食品の流通部門の構造改善の促進に関する資金のあっせん並びに照会、相談及び援助
- (9) その他機構の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国を対象に行うものとする。

(業務規程)

第5条 第4条第1項第4号から第7号までに掲げる事業の実施については、事業毎に業務規程によるものとする。

2 業務規程の制定及び変更は、理事会の決議を経て、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 機構の目的である事業を行うために不可欠なものとして評議員会で決議した財産を機構の基本財産とする。

2 基本財産は、機構の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第7条 機構が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 機構が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(事業年度)

第8条 機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 機構の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受け、しかる後に農林水産大臣に提出して認可を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに内閣府（以下「行政庁」という。）に提出しなければならない。

3 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 機構の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 機構は、毎事業年度終了後3箇月以内に、事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録を農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

4 第1項の計算書類等については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 機構は、第2項の農林水産大臣の承認を得た第1項各号の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(会計原則)

第11条 機構の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 機構の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計規程によるものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第10条第5項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第13条 機構に、評議員20名以上30名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する職員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第2項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期が満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第16条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員の費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
- (2) 評議員の選任及び解任
- (3) 役員の報酬に関する規程
- (4) 貸借対照表、収支計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 各事業年度の事業計画書及び収支予算書の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招集）

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

（招集の通知）

第20条 会長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、又はあらかじめ評議員の承諾を得て電磁的方法により招集の通知をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

（決議の省略）

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第24条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録は、議長が作成し、会議に出席した評議員のうちからその評議員会において選任された議事録署名人2人が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 30名以上40名以内
 - (2) 監事 4名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長及び専務理事をもって法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第27条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、機構の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 機構の理事のうちには、理事、監事又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事には、理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに機構の職員が含まれてはならない。また監事は、相互にその親族その他の特殊の関係を有してはならない。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 役員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、機構を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長を補佐し、機構の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。
- 4 会長及び専務理事は、事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 機構の業務及び財産の状況を調査すること。
 - (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
 - (5) その他法人法等で認められた権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、機構の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時ま

- でとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 役員は、第26条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第31条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第32条 役員は、無報酬とする。ただし、評議員会において、報酬を支給することが議決された役員にあつては、この限りでない。

- 2 前項の報酬を支給することが議決された役員に対しては、評議員会において別に定める報酬規程に従って算定した額を報酬等として支給するものとする。

(副会長及び顧問)

第33条 機構に副会長5名以内及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 副会長は、理事のうちから、理事会において任期を定めた上で選定する。
- 3 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 4 副会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(副会長及び顧問の職務)

第34条 副会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第2節 理事会

(設置)

第35条 機構に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 機構の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事の選定及び解職
 - (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (5) 規則の制定、変更及び廃止
 - (6) その他、機構の業務執行に必要な事項の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第37条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 法人法第101条第2項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長、専務理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(解散)

第45条 機構は、法人法第202条に規定する事由その他法令で定める事由により解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第46条 機構が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により機構が消滅する場合（その権利義務を承継

する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 機構が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 委員会

(委員会)

第48条 機構の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第49条 機構の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第50条 主たる事務所には、法令の定めるところに従い次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 役員の報酬等の支給の基準
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告及び計算書類等
- (8) 財産目録
- (9) 監査報告
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第51条 機構の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 機構の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、機構の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「関係法律整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 関係法律整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 この定款の施行の日に現に存する特例財団法人食品流通構造改善促進機構の規程類については、この定款の規定に基づき評議員会又は理事会の決議を経て定められたものとみなす。この場合において、当該規程類中「財団法人食品流通構造改善促進機構」とあるのは「公益財団法人食品流通構造改善促進機構」と読み替えるものとする。
- 4 機構の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。
馬場 久萬男
三宅 均
- 5 機構の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
饗庭 靖之
石井 正昭
石田 彌
伊藤 和敏
井原 實
梅沢 昌太郎
大木 美智子
大澤 善行
岡尾 芳彦
小笠原 莊一
金子 修一
白須 敏朗
田中 弘毅
塚崎 和彦
花澤 達夫
平野 伸介
藤島 廣二
洞 靖英
三浦 正樹
水谷 一男
村山 義晴
森永 剛太
山田 澄晴